

逗子の未来協議会 レポート

No. 3（平成28年10月）

「逗子の未来協議会」とは（仮称）逗子市自治基本条例の検討を行うワークショップのことです。

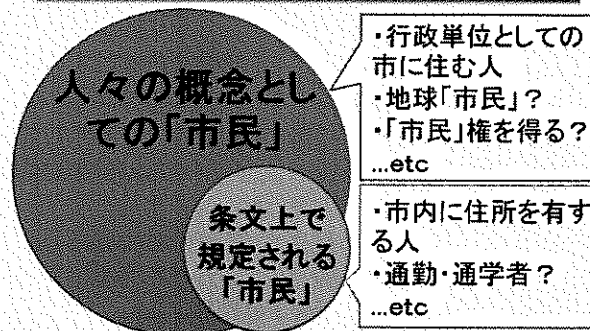
第3回ワークショップのテーマは「市民」

「市民」と一口に言っても、“地球市民”や“市民農園”のように、いろいろな意味に使われています。

市の条例上でも、市内に住所のある人のほか、市内で事業を営む人や、市内に土地や建物を有する人を含んでいることもあり、その権利や責務に関する規定も様々です。

（仮称）自治基本条例は、市民が主役のまちづくりを進めていくための基本的な考え方やルールを定めるものです。そこで、「市民」とは何かについて、この機会に改めて考えることとしました。

「市民」とは？



※説明用に企画課で作成したものです。

逗子のまちがよくなるために、市民は、私たちは、何をする！？

第1回ワークショップで、「逗子市でこういうふうに暮らしたい」について話し合っていたところ、意見の中から、次の3つのキーワードが出されました。

- ① 豊かな自然環境に囲まれた暮らし
- ② コミュニティなど人の交流が盛んな暮らし
- ③ 安全で安心な暮らし

これをもとに、今回は「逗子のまちがよくなるために、市民はどうあるべきか」について、グループで意見交換をしました。

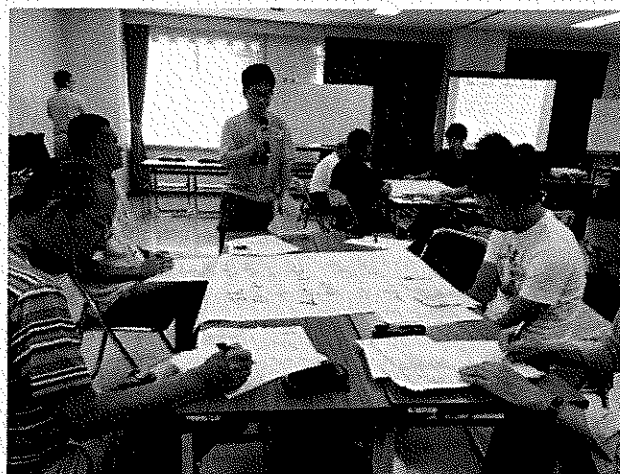


意見交換をした結果を発表いただいたものについて、テーマごとにいくつかご紹介します。

※詳細は整理でき次第、市ホームページ等で公表します。
※裏面でも、参加者の意見をご紹介します。

<豊かな自然環境に囲まれた暮らし>

- ◆ 昔より緑が減っているのを、市民単位による緑化運動を活発化させたいのではないかな。
- ◆ 市民として、逗子市の魅力＝“緑を守る意識”をどんどん発信していけたらいいのではないかな。



<コミュニティなど人の交流が盛んな暮らし>

- ◆ 世代間の交流を深めていくために、子ども会を復活させたり、盛り上げたりする。
- ◆ お祭にも若い人たちにも参加を呼びかけて、お祭を通して世代間交流を行ったり、子どもたちと話し合ったりして、コミュニティを深めていく。

<安全で安心な暮らし>

- ◆ 楽しいコミュニティがあれば挨拶が生まれ、人の顔が見える。防犯カメラも必要ない環境がつけれる。
- ◆ ごみの集積所がきれいなところは、コミュニケーションができていくところ。ひいては安全につながっていくので、ごみの集め方が大切。

参加者のアンケートから …

* 参加者のアンケート等をもとにまとめました。

■ ワークショップで考えたこと、感じたこと

第3回ワークショップの後、「逗子のまちがよくなるために、市民はどうあるべきか」について、考えたこと、感じたことをアンケートで回答していただきました。

様々な年代、立場の方からのご意見をご紹介します。



逗子
30歳代

市民が行政に頼らずにできること。市民の一人一人が主体になることの難しさを感じました。市民の民度の潜在能力は高いが、それが外(コミュニティ)へ発信、発展するアイデアを探りたい。

市民それぞれが意識をもって良くていいこうという雰囲気作りができれば、きっと住みよい街ができると感じた。コミュニティをどう立ち上げ、どう共感を得られるか、この点がうまくできれば街は活性化していくと思います。



桜山
40歳代



沼間
70歳代

私のグループに参加した若い人たちが、皆自主的な参加者であることを知り、大変感激しました。これからは、このような若者の意見を取り入れる仕組み等が必要と感じました。

ワンポイント・ミニ知識

「総合計画」とは

総合計画は、総合的・計画的な行政運営の指針として策定するもので、現在の逗子市の総合計画は平成27年度から24年間の「基本構想」と8年間の「実施計画」の二層構造となっています。

また、逗子市では、市の行政計画を、総合計画を最上位に、政策分野を定める「基幹計画」、個別の施策分野を定める「個別計画」の三層とし、それらを連動させて、一体的に計画の実現を推進しています。

市ホームページで市の計画をご覧ください。http://www.city.zushi.kanagawa.jp/job/

“逗子雑学” いかがですか？

第3回ワークショップでは、グループワークの前に“逗子市民度”チェックをしました。逗子市にまつわる雑学として、ご参考までに皆さんにお知らせします。(平成28年9月17日現在の状況)

- ① 逗子市の人口は、約57,000人です。
- ② 逗子市の高齢化率は、約31%です。
- ③ 逗子市の“字(地域)”は8つ。逗子、桜山、沼間、池子、山の根、久木、小坪、新宿です。
- ④ 逗子市は市制を施行して、62年目です。
- ⑤ 「逗子」の名前の由来は、延命寺の地蔵尊を安置する“厨子”のこと、道が交差し人が集まる交通の要衝、辻子(ずし)のこと等、諸説あります。
- ⑥ 披露山公園には二ホンザルが22頭います。
- ⑦ 平成26年に制定された「安全で快適な逗子海水浴場の確保に関する条例」に基づいて、海水浴場開設期間中の砂浜での飲酒・バーベキュー(海の家では可能)、他人を畏怖させ海岸利用を妨げる入れ墨・タトゥーの露出、スピーカー等の拡声装置の使用を禁止するなど、日本一厳しい運営がされてきました。
- ⑧ 逗子市は今年4月15日に「フェアトレードタウン宣言」を行い、7月に熊本市、名古屋市に次いで、日本で3番目にフェアトレードタウンに認定されました。
- ⑨ 事前に案を広く市民に説明し、それに対する市民の意見を十分に聴くことを「パブリックコメント」といい、市民に権利を与え、または義務を課し、もしくは市民の権利を制限する条例の制定・改廃を行う際等には、必ず行うこととしています。
- ⑩ 逗子市議会議員は18人います。市ホームページで名簿等をご覧いただけます。http://www.city.zushi.kanagawa.jp/gikai/name/50meibo/

お出かけ円卓フォーラムのお知らせ

「もっと知りたい」にお答えします！

企画課職員が、自治基本条例に関心をお持ちの皆さんのところへ伺って説明を行います。概ね10人以上のグループでお申し込みください。

広報『みんなで考えよう・みんなでつくろう！(仮称)自治基本条例』

逗子の未来協議会 レポート No.3 (平成28年10月)

発行：逗子市経営企画部企画課 / 電話：046-873-1111 (代表) / ファクス：046-873-4520

E-mail：kikaku@city.zushi.kanagawa.jp